

京都大学フィールド科学教育研究センター規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(部及び部門等)</p> <p>第6条 フィールド科学教育研究センターに、教育研究部及び<u>管理技術部</u>を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(研究科の教育への協力)</p> <p>第7条 フィールド科学教育研究センターは、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。</p> <p>理学研究科 農学研究科</p> <p>(事務組織)</p> <p>第8条 フィールド科学教育研究センターの事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部及び部門等)</p> <p>第6条 フィールド科学教育研究センターに、教育研究部を置く。</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>(研究科等の教育への協力)</p> <p>第7条 フィールド科学教育研究センターは、次に掲げる研究科<u>等</u>の教育に協力するものとする。</p> <p>理学研究科 農学研究科 <u>地球環境学舎</u></p> <p>(事務組織及び技術室)</p> <p>第8条 フィールド科学教育研究センターの事務組織<u>及び技術室</u>については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>附 則(令和6年達示第76号)</p> <p>この規程は、令和6年12月10日から施行し、令和6年10月1日から適用する。ただし、改正後の第7条の規定は、平成23年4月1日から適用する。</p>